

採用デフレーター 比較

(「 」書き：採用デフレーター)

参考資料 - 6

項目	日本道路公団	採用理由	首都高速道路公団	採用理由	阪神高速道路公団	採用理由	本州四国連絡橋公団	採用理由
・非償却資産 1.土地代	公的土地価額指標を用いて算出された市町村別・用途地域別の単価(公的土地価格指標)に棚卸数量を乗じて算定		実績にデフレーターを乗じて算定 「六大都市市街地価格指数」		同左		実績にデフレーターを乗じて算定 「地価公示」「地価調査」等	本四道路敷地のある行政区域に対応した指数である「地価公示」「地価調査」が適当と判断
2.補償費	開通区間毎に要した補償費の総額にデフレーターを乗じて推計(補償費の契約重心年度(供用開始の4年前)から修正) 「建設工事費デフレーター」(建設総合)	-	実績にデフレーターを乗じて算定 「建設工事費デフレーター」(建設総合)		同左		同左	
3.測量費等	-	-	実績にデフレーターを乗じて算定 「六大都市市街地価格指数」、 「建設工事費デフレーター」(建設総合)		実績にデフレーターを乗じて算定 「建設工事費デフレーター」(建設総合)		-	-
4.用地事務委託費	-	-	実績にデフレーターを乗じて算定 「六大都市市街地価格指数」、 「建設工事費デフレーター」(建設総合)		実績にデフレーターを乗じて算定 「建設工事費デフレーター」(建設総合)		同左	
5.埋蔵文化財発掘調査費	-	-	実績にデフレーターを乗じて算定 「六大都市市街地価格指数」、 「建設工事費デフレーター」(建設総合)		-		-	-
6.労務費及びその他経費	-	-	実績にデフレーターを乗じて算定 「六大都市市街地価格指数」、 「建設工事費デフレーター」(建設総合)		実績にデフレーターを乗じて算定 「六大都市市街地価格指数」、 「建設工事費デフレーター」(建設総合)		-	-
・償却資産 1.直接工事費	-	-	実績にデフレーターを乗じて算定 「建設工事費デフレーター」(首都)		実績にデフレーターを乗じて算定 「建設工事費デフレーター」(阪神)		実績にデフレーターを乗じて算出 「建設工事費デフレーター」(本四)	
2.補償費	開通区間毎に要した補償費の総額にデフレーターを乗じて推計(補償費の契約重心年度(供用開始の4年前)から修正) 「建設工事費デフレーター」(建設総合) 漁業補償費については「消費者物価指数(全国総合)」を乗じて算定	漁業補償費については、漁獲高等に基づき算出してあり、水産物を含む指数である消費者物価指数を採用	実績にデフレーターを乗じて算定 「建設工事費デフレーター」(首都)		実績にデフレーターを乗じて算定 「建設工事費デフレーター」(阪神)		実績にデフレーターを乗じて算出)漁業補償費：「消費者物価指数」)事業損失：「建設工事費デフレーター」(本四)	漁業補償は、漁場の消滅等に伴い失った利益(売上高)によるものと考え、一般的な物価変動を示す「消費者物価指数」が適当と判断
3.測量費等	-	-	実績にデフレーターを乗じて算定 「建設工事費デフレーター」(首都)		実績にデフレーターを乗じて算定 「建設工事費デフレーター」(阪神)		実績にデフレーターを乗じて算定 「建設工事費デフレーター」(本四)	
4.施工管理委託費	-	-	実績にデフレーターを乗じて算定 「建設工事費デフレーター」(首都)		実績にデフレーターを乗じて算定 「建設工事費デフレーター」(阪神)		実績にデフレーターを乗じて算定 「建設工事費デフレーター」(本四)	
5.労務費及びその他経費	-	-	実績にデフレーターを乗じて算定 「建設工事費デフレーター」(首都)		実績にデフレーターを乗じて算定 「建設工事費デフレーター」(阪神)		実績にデフレーターを乗じて算定 「建設工事費デフレーター」(本四)	
6.建設中の金利	-	-	実績にデフレーターを乗じて算定 「建設工事費デフレーター」(首都)		実績にデフレーターを乗じて算定 「建設工事費デフレーター」(阪神)		実績にデフレーターを乗じて算定 「建設工事費デフレーター」(本四)	
7.付替道水路に要する支出	-	-	実績にデフレーターを乗じて算定 「建設工事費デフレーター」(首都)		実績にデフレーターを乗じて算定 「建設工事費デフレーター」(阪神)		-	
8.一般旅客定期航路事業等 交付金	東京湾アクアライン 1号交付金… 「交付金額(デフレートしない)」 2号交付金… 「建設工事費デフレーター」(建設総合) 3号交付金… 交付金Aは「消費者物価指数(全国総合)」、交付金B Cは「建設工事費デフレーター」(建設総合) 4号交付金… 「船員労働委員会による労働経済指標のうち賃金の変動率」	3号交付金Aは営業利益の額であり、「消費者物価指数」を採用。4号交付金は、退職金の補填額であることから「船舶労働委員会による労働経済指標のうち賃金の変動率」を採用。	-		-		実績にデフレーターを乗じて算定 1号交付金…「交付金額(デフレートしない)」 2号交付金…「建設工事費デフレーター」(本四) 3号交付金…「建設工事費デフレーター」(本四) 4号交付金…「船員労働委員会による労働経済指標のうち賃金の変動率」	1号交付金は船舶等のその時点の帳簿価額及び処分価額に基づき算定されるが、船舶等の処分価額はその維持保存状況、装備により決まるものと考えられ、一律にデフレーターを乗じて得られるものではないと考えられること、また、船舶の取引価額に関する適当な指標が見当たらないことから、実績の交付金額とする。
9.東京湾アクアライン	実績にデフレーターを乗じて算定 「建設工事費デフレーター」(日本道路公団)	東京湾アクアラインの資産のうち、東京湾横断道路(株)から買取った資産については、デフレーターを考慮し、再調達原価を算出。	-		-		-	

注) 交付金の内容

1号交付金…東京湾アクアラインの供用に伴い不要となる資産(船舶等)について、投下資本の回収未済額を補填するもの。具体的には、不要となる資産の帳簿価額を基準に算定した額からその処分価額を控除した額となる。

2号交付金…東京湾アクアラインの供用に伴い不用となる資産(棧橋等)で、その撤去が義務付けられている資産の撤去工事に要した費用、撤去後の原状回復のために要した費用

3号交付金…事業の円滑な転換又は残存する事業の適正な経営を図るために必要な費用
(3号交付金Aは、通常転業等が行われる場合には、従前の利益規模に復することが目標となることから、事業規模の縮小等を行った部分の営業利益の2年分の額。

3号交付金Bは、事業規模等の縮小等により不要となる資産を改造して他の事業に転用する場合の改造費用の額。

3号交付金Cは、転換後の事業又は残存する事業の用に供する資産の確保のために特に必要と認められる費用の額。)

4号交付金…東京湾アクアラインの供用に伴い事業規模の縮小等を行うことで生ずる離職者に支払われる退職金の一部に充てるために要する費用

注1) 交付金の内容

1号交付金…本四連絡橋の供用に伴い不要となる資産(船舶等)について、投下資本の回収未済額を補填するもの。具体的には、不要となる資産の帳簿価額を基準に算定した額からその処分価額を控除した額となる。

2号交付金…本四連絡橋の供用に伴い不用となる資産(棧橋等)で、その撤去が義務付けられている資産の撤去工事に要した費用、撤去後の原状回復のために要した費用

3号交付金…事業規模の縮小等に伴い不用となる資産を改造して他の事業に転用する場合の改造費用の額等

4号交付金…本四連絡橋の供用に伴い事業規模の縮小等を行うことで生ずる離職者に支払われる退職金の一部に充てるために要する費用

注2) 建設工事費デフレーターは、S59以前については他の3公団のデフレーターを対象とした重回帰分析により推計し、H14については新幹線鉄道施設の再調達原価算定の際のデフレーター作成方式に準じて、H12からH13までの変動率をH13のデフレーターに乘じて算出した。

注3) 労働経済指標については、S59以前についてはS60と同額を、H14については建設工事費デフレーターのH14と同様に算出した。